

日本統治末期における朝鮮女性と「皇国臣民」化

有松, しづよ
九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7378065>

出版情報 : 国際教育文化研究. 10, pp.85-98, 2010-07-15. Comparative and International Education, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



日本統治末期における朝鮮女性と「皇国臣民」化

有松 しづよ

はじめに

植民地朝鮮（以下、朝鮮）に徴兵制を施行するという閣議決定（1942年5月8日）を受けた朝鮮総督府（以下、総督府）にとって、2年後の実徴集に向け、「制度実施までに剩されたる二年間の時間を最もよく利用して国体の本義及び時局に対する認識の普遍徹底と皇民的訓練の強化とによつて量と質との両面から十分の準備を遂げることが絶対必要」¹となった。朝鮮への徴兵制施行が「とりもなほさず半島同胞のすべてが真の皇国臣民として国防の重責を担出し歴史あり名誉ある皇軍の真価を発揚し得るの域に到達せることを認められたことに因る」²のだと、総督府は吹聴してはいた。しかしながら、実際の朝鮮人が、「未だ名実共に完全なる皇国臣民になり切つたとはいふことが出来ない」状況にあり、「半島同胞が将来内地人同胞の間に伍して些の遜色なく皇国臣民たるの実を挙げ得るためには更に一段の修養と努力」をさせなければならなかったからである³。そのため、総督府は、兵士適齢者の朝鮮青年をとりわけの対象として、全朝鮮人の「皇国臣民」化を推し進めていった⁴。本稿は、朝鮮への志願兵制度導入（1938年2月22日、勅令第95号「陸軍特別志願兵令」公布）を契機に、朝鮮女性の「皇国臣民」度の低さが問題視され、すでに、太平洋戦争開戦時（1941年12月8日）において、総督府関係者から朝鮮女性の「皇国臣民」化が急務だと言われていたことに注目し、徴兵制施行後の総督府が、朝鮮女性を「完全なる皇国臣民」にするために、どのような「皇国臣民教育」、つまり、「国体の本義及び時局に対する認識の普遍徹底と皇民的訓練の強化」を推し進めていこうとしていたのかを、女学校および大和家政塾における「皇国臣民教育」を通してみようとするものである。

統治末期の総督府による朝鮮人の「皇国臣民」化政策は、朝鮮人にしてみれば、「国家総力戦に適合した人間型として生まれ変わる経験をした」といわれるほど、「強力で苛酷な」⁵なものだったために、日韓間において、過去の歴史が問題になる際、必ずと言っていいほど引き合いにだされる政策のひとつとなっている。それえゆえ、両国間において取り組まれつつある、日本の植民地支配に関する理解・認識を形づくろうという中で、最も明らかにしておかなければならない政策であると思う。その内容がどのようなものであったかについて、宮田節子や鄭在貞等の研究により、徐々に明らかになってきている⁶。とは言え、多くが、今後の研究に俟たれる状況にあり、朝鮮女性の「皇国臣民」化がどのような内容を伴い、おこなわれていたのか

についての研究も、そのひとつであった。

1、朝鮮女性と「皇国臣民」

総督府が朝鮮女性に求めた「皇国臣民」のあり方は、朝鮮への志願兵制度導入、太平洋戦争開戦、朝鮮における徴兵制度施行という、国策のうねりに応じて変容されていった。朝鮮女性が「皇国臣民」として、どうあるべきかというあり方が、どのように変容されていったのかについて、みていきたい。

志願兵制度導入を機に、総督府は、それまでの「皇国臣民」化政策が、意外なほど朝鮮人の中に浸透していない現実にあきつた⁷。しかも、「皇国臣民」化を阻んでいる「敵」が、予想していた共産主義運動や民族主義運動だけでなく、朝鮮の歴史、文化、言語、風俗、習慣、思考様式、はては食物の嗜好の違いまでもものが、姿なき「敵」として、立塞がっていることに気づくことになったのである⁸。朝鮮女性の存在もまた、朝鮮人の「皇国臣民」化を阻むものとして総督府の前に浮上したひとつだった。志願しようとする朝鮮青年の多くが母や妻、祖母等を納得させることに苦心惨憺しており、志願兵制度の円滑な展開を図ろうとしていた総督府が政策の障害になると感じるほどのものであった⁹。朝鮮女性はそれほどまでに、「皇国臣民」となっていなかったのである。

太平洋戦争が始まると、「御稔威の下我が無敵陸海空軍の精鋭は克く必勝の戦果を齎すべきは疑わずと雖も、銃後国民の債務亦頗る加重したるを深く銘記せなければなら」¹⁰なくなったという総督府にとって、「皇国臣民」化していない朝鮮女性を対象に、「婦人啓発運動を起し、之に皇国女性としての心境を錬磨せしむる」ことが、「重要且喫緊なる時務の一つ」になった。総督自ら、定例局長会議並国民総力運動指導委員会（1942年2月3日）において強調し、「二月五日附司政局長名を以て各道知事宛通牒を發し、新に婦人啓発運動を活発に展開させて、皇国女性としての錬成を積ましめ、戦時下国家の要請に適ふ婦人の活動を促すこと」となった¹¹。

「兵隊に行けばひどい目にあふ、あるひは直に死ぬんだ」といった、朝鮮女性の「無知から来る不安」による「謬見」を一掃し、「軍隊の真の姿」を、とりわけ、「世の母親たる人々に了解」させなければならなくなったからである¹²。

その3ヶ月後、朝鮮にも徴兵制が布かれることとなり、「尽忠報国、滅私奉公、自己の責任は死を持って守り、死を持って全くする」¹³ことが、否応なしに、夫や息子の身に直接降りかかることが現実となった朝鮮女性に、総督府が求める「了解」が、「軍隊の真の姿」だけでは済まなくなった。「国軍に対する理解と、それに対する経験」をもたず、「まったく白紙」の朝鮮女性に、「徴兵制度が朝鮮に施行されるに至った理由」、「日本の徴兵制度は諸外国の所謂義務に類するものでなく、お上から皇国臣民として信任をせられ、初めて賜る神聖崇高なる国民の務めであるといった本質」を「認識」させ¹⁴、「兵は人間の屑なるが如く考へ今に至るまでその考へがぬけない」状況を一掃し、「兵となるの名誉を大いに悟」らせなければならなくなった¹⁵。敷衍して言えば、「大東亜戦争の武と大東亜共栄圏の和は、車の車輪のごとく平行する昭和日本の道義的大進軍の二大原理である。日本人たる者は悉くこの道義の大理念に透徹せねばならない。いやしくも生を皇国に享くる者は、一人残らず此の道義の御戦の戦士として起たねばなら

ない」のであり、「朝鮮は日本の朝鮮」であるがゆえに、朝鮮人は「道義」を「透徹」し、兵士適齢者であれば「兵役の大義務」を果たすべきであること、それが朝鮮人にとって「無上の光栄」であること、そうすることで、「真に大東亜の道義的建設の指導者になれる値」に到達できるということについてであった。さらに、朝鮮人が「道義」を実践するには、「大和心の習得」が不可欠であるということであった¹⁶。その上で、戦線の戦闘員の力だけでは、絶対に長期戦を勝ち抜くことが難しく、「この長期戦を勝ち抜くためには、国を挙げての総力戦より外に道がな」いということを経験させ、ゆえに、「半島二千四百萬の同胞は、これまでの自由思想と、欧米崇拜意識をかなぐり捨て、物心両面の協力に努力しなければならない」のだという「時局」についての理解をさせなければならなかった¹⁷。より現実生活に即して言うと、「人的には身を以て国に殉ずる心身の鍛錬に努め、物的には生産拡充に協力し、老人富者と雖も決然として無為徒食の陋習を打破」し、「創意工風の実を挙げ、全知全能を発揮して長期戦を勝ち抜」かなければならないということだった¹⁸。

それには、「己を空しくして只ひたむきに君国に一身を捧げまつる境地」である「日本精神の真髓」を把握させ、「一身一家の利害とか国民全体の休戚とかいふことは考へられないことであり、国民は唯ひたむきに上御一人の御為に其の全霊全身を捧げて御奉公申し上げることがあるのみである」ということを「了解」させ¹⁹、その上で、「我が夫、我が子をして克く君国に殉ぜしむると共に、自身亦家や国家に総てを捧」げることが、「女性の天分」である「良き妻、良き母」としての生き方であり、「本来の真価を発揮するもの」、すなわち、「皇国女性」としての生き方だということを「了解」してもらわなければならなくなったのである²⁰。

2、朝鮮女性と「皇国女性」

このように、徴兵制が布かれる「意義」、今がどういう「時局」であるのか、朝鮮人がその中でどのようにすべきか、とりわけ、妻として母として、女性がどのように生きるべきかを朝鮮女性に「了解」させようとしていた総督府は、どのような女性が「皇国女性」と言えるのかの、いわゆる手本として、日本女性のあり方を持ち出すようになっていた。それがどのような女性たちであったのかをみることで、総督府が朝鮮女性に強いようとしていた「皇国女性」のより具体的な像を、また、当時の総督府関係者の間で、浮上していた朝鮮における「家庭教育」論と朝鮮女性との関係を見ることによって、朝鮮女性が実際の日常生活をどのように生きなければならなかったかをここで、みていきたい。

(1) 朝鮮における日本人女性論と朝鮮女性

朝鮮への徴兵制施行が決定すると、総督府は、「日本の軍隊がなぜあんなに強いのかを研究して来たが、それは結局日本の家庭、就中婦人がしつかりして居るのだといふ事が分つた。勿論兵隊の訓練も大事だが、それと同時に家庭を強くすることが先決だ」と言い、自国における女性教育に力を注いだというイタリア首相の言葉を引き合いに、「今日戦を勝ち抜くために、吾等銃後の固めとして必要なことは、何を措いても家庭を強くすることであり、「家庭生活の一切が、戦へる日本の為になるやうに」と言うようになっていた。その際、「草蒙未開の時代から今日まで、いかに幸薄き中にあつても、明日を望み、未来を信じ、倦みなく其の子を育て教へて

今日の文化をつくつた」という日本女性のあり方を讃え、「母の偉業は何時の世代でも讃ふべきであるが、特に今日の戦時下に於けるほど、世の母に俟ち望む所が大なる時はない」と喧伝していた。その「母の偉業」とは、「誠に家庭に於て、良き妻賢き母として、夫に殉じ子女への絶対的な愛に徹する所にその特色を」有するという日本人女性の、「国家の危急に際しては、直ちに我が夫により我が子を通して、壮烈鬼神をも泣かしむる至誠尽忠の行為となり」、夫や息子を「君国」に殉じさせ、自分自身もまた、国家に総てを捧げるという行為を指していた²¹。総督府は、このような「皇国女性」の、いわゆる、手本として、「己が夫を大君の御民としての夫として仕へ、己が子を国家の子、大君の赤子として育」み、親子夫婦の私情を超越し、「夫や子の君国への節義を全うさせる為に」、自らの命さえも絶ったという、次のような日本人女性を朝鮮女性に示していた²²。

- ・「戦場から送られた父正成の首級を見て、悲しみの余り持佛堂に入りて自殺せんとした正行をおし止めて、懇々と誠め」たと伝えられ、「皇国女性史の精華」とされていた南北朝時代の武将楠正成の妻。
- ・戦時において、5人の息子のうち2人を同時に失いつつも、主君脇屋義治に、「大君の御為に戦死したる事は誠に名誉の事である。例へ、百千の子供が死にても、更に悲しむ所でない。幸いに我がには、未だ三人の子がある故、何時にてもお役に立てとうと思ふ」と申したという、同じく南北朝時代の武将瓜生保の母。
- ・「老いたる母が世に永らへて」いては、「亡君の讐を報ぜんとする」息子の気がかりな存在となり、「不覚をみる」ことにもつながると、「先づ自ら先に死して義を教へ、武士の恥なからん事を示すなり。これも子を思ふ道なり」との遺書を残して自刃したという赤穂浪士原惣衛門の母。
- ・「赤貧洗ふ如き中にも、毅然として家を守り」、「憂き年月及び病弱な我身と戦ひ、専心大君の為に奔走する夫の志」を助けたという幕末の志士梅田雲濱の妻信子。
- ・「貧しき家政を司つて老いたる舅姑によく仕へ、愛児二人を立派な軍人として育て上げて御国の為に献げ、明治大帝崩御遊ばさるゝや夫君乃木大将に従つて殉死せられ、今は乃木神社に神として配祀されて」いるという陸軍大将乃木稀典の妻静子。
- ・真珠湾特別攻撃隊九軍神加藤少将の母。

そして、このような彼女たちの「偉業」が「犠牲の精神、滅私奉公の精神」という、日本古来の武士道精神を受け入れたことにより、できたことだとして、朝鮮女性にあっても、武士道の精神を受け入れ、「いかに弱くとも、心は男子に劣らざるもの」だという境地を持ち、「假令実戦に臨まなくとも、夫や子が戦場に出で立つ時は、自分は固より討死同様の覚悟を極め」、武士の妻として、このような覚悟の下に、「夫に仕へ、子等を薰陶」していくことを実践させようとしていた²³。

それには、朝鮮女性が持つ子ども観もまた、変容させなければならず、総督府は、「母性の愛には時世の進運に伴つての変化と向上」というものがあるのだという理屈を挙げ、「個我的な一

切の愛着を捨て、惜しげもなく御国の為に我が子を捧げきるのも、また母なればこそ」できるものであり、「母親がその子供をいつまでも自分から手離すまいとする傾向」を、「一面、母子の関係上極めて大切なことであつて、この結合固定の心情があるからこそ、人の子は最も永く母の膝下にはぐくまれ、親身に母の薫化を受けることが出来る」のだと言いつつも、それでは、「単なる犢牛の愛」にすぎないと主張していた²⁴。そして、「子供は母の私有物ではなく、実に皇国の赤子であり、畏くも陛下から母の手にその教育を託し給へる大御宝」であり、「只管お国の為に役立つ子供を養育し、其のまゝ君国のために捧げき」ることが、「曠古の大戦を戦ひ抜くための」、「時代に触応した賢母の姿」だと言うのだった²⁵。

（２）朝鮮における「家庭教育」論と朝鮮女性

このような折、総督府は、「学校教育や社会教育がまだ今日ほど発達してゐない昔から、国民的伝統を継承し、国民的信念を涵養する役割をつとめて来たのは家庭教育」だったとし、「あらゆる道徳生活の萌芽は家庭生活のうちに陶冶せられ、すべての性格の基底は、庭訓によつて形成せられた」として、「家庭教育の重要性を力説し、高唱」しはじめていた²⁶。朝鮮の家庭を「日本的性格を持つ家庭」、すなわち、「教育勅語の大御心に基づき、家庭生活のあらゆる部面を肅正し、刷新し、醇化し向上して、国家奉仕を第一とする皇国の意識を家の中に充満し編満し、一点のにごりなき清純な家庭たらしめ敬愛信順のまごころにみてる家庭たらしめ」、「皇国に捧げたる家として、皇国の道に則つて子女を育成」させることが、朝鮮人の「皇国臣民」化の先決になると考えるようになっていたからである²⁷。たとえば、幼いこどもが、「天皇陛下は一番貴い方であらせられる」、「日本は神の国である」といった「皇国の意識」にめざめていくのは、両親によつて最初に教えられるからであると考えていた。また、「座敷の正面に奉掲せられた二重橋の御写真や一段高いところに清らかに斎き祀られた大麻を配する父母の姿」が、「やがてその子女の心に、皇室尊崇、忠君愛国の心を養つて行く」と考えていた。そして、このような家庭環境においておこなわれる親子揃つての「朝毎の宮城の遥拝、正午の黙祷」等がそのまま「国体の教育」になると考えていたのである²⁸。

このように、次世代の朝鮮人の「皇国臣民」化を図っていくにあたり、総督府は、「朝鮮家庭」における父母の役割を重視するようになり、朝鮮女性に、夫と協同し、家庭内における子女の「国体の教育」を担っていく役割を期待していた。とは言つても、父親が出征するという可能性もあり、母親を実際の「家庭教育」者として、当てにしていた²⁹。

総督府が、「家庭の母なり婦人に望」んでいたことは、「今日の戦争目的についての明確な認識をもち、この曠古の大戦を戦ひ抜くための一糸乱れない計画性を家庭に於て実行する」ことだった。ひとは、子どもが「国体観念」を理解できるような情操教育を母親が実施することだった。それには、「国体」というものを「理屈なしにお母さんが自覚」し、「これはお国の為であるといふやうに、本当に感じて子供を育てるといふことが大事」³⁰だと総督府は考えていた。たとえば、毎日のように日本軍の戦勝を伝えるラジオ放送を母子で聴くことを求めた。ラジオを「国家観念を子供に植付けるに好資料」と考え、「さういふ雰囲気の中に生活してをる子供は本当に皇国臣民としての教養を受ける絶好の機会に恵まれております。だから家庭の立場からいつても、この絶好の機を逸し」³¹てはならないと考えていたからである。また、総督府

が朝鮮人にも課していた毎朝の宮城遥拝においても、「唯遥拝だけでは分りませんので、『天皇陛下お早うございます』と」、「子どもにお辞儀をさ」せることを母に求めた。そうすれば、子どもは「映画等や絵本等に天皇陛下のお写真がございまして、天皇陛下には何度もお辞儀をするようになる」という総督府が思い込んでいたからであった³²。さらに「お昼には『兵隊さん有難う』と黙祷」³³させ、「小さい時からさういふ風にやって行くことが本当の日本人を育てる」のであり、「子どもの時からさういふ教養をすることが大事」だと主張していた。総督府は、朝鮮人の母親に「形式的に理屈でお辞儀をするよりも、本当にさういふ雰囲気を作るといふこと」を課していた³⁴。また、当時の朝鮮が、配給による食糧さえもいつ受けられるのかわからないという飢餓状態からの厭戦気分にあるなか³⁵、総督府は「家庭に於ての忍苦持久の精神を養ふ」ことを母親に求めていた。たとえば、食事について、「子供が不足を言ったり愚痴をこぼしたりするのは、矢張り親に責任がある」と言い、両親は、「折角調へた食卓ですから喜んで食卓について頂き、美味しいといふ気持ち」を子どもに涵養しなければならなかったが、とりわけ、母親には、「今のやうに食料品が廻らないといふ時には、目先を変へるとでも云いますか、今は鯛の刺身がなかなか頂けないんでございますが、その鯛の刺身ではなくて何か外のものをもつて、実は鯛の滋養分だけのものを完全に摂るやうにお料理を」するといった努力を強いていた³⁶。

さらに将来、兵士となる男児に、少しぐらいの怪我で「男が泣いては見つともない。兵隊さんになるのなら痛くても我慢する」という忍耐の精神を養わせるのも母親の役目だった。その際、兵隊となるからこそ、母親がなるべく「可愛がつてやりたい」と思っていたとしても、「兵隊に行くと、随分苦しい生活をする。さういふ生活に馴れておりますと大して苦しまないで済む」という理由から、自重が迫られていた。そうしないと、「却つて本人の為にならない」と総督府が考えていたからである³⁷。

このような「家庭教育の結論は、要するにお国の為に役立つ子供を育て上げて、惜しげもなくその子供をお国に捧げて、役立たせる」ところにあるというのが総督府の狙いであったために、母親には、「一筋にお国の為に奉ずる子供の育成に努力」することが強いられていた³⁸。

「皇国臣民」としての教育を受け、自ら志願して兵隊になろうとする息子に対し、伝統的に「兵隊を賤しき職業」とし、兵隊になることは死ぬことだと思い込み、それを阻もうとする母親であつてはならなかった³⁹。たとえ、「かけかへのない御子を皇国に捧げ」たとしても、「涙せぬ軍国の母」であり、夫が戦死したとしても、「夫の遺訓を守り遺児を抱きて雄々しくも世に立つ軍国の母」でなければならなかったのである⁴⁰。とは言え、総督府が母親に、このような家庭教育を実現させるには、「朝鮮の女子の態度をこの際百八十度転向」させ、「家庭の女子の頭」を作り変えていく、つまり、「皇国臣民教育」をしていかなければならなかった⁴¹。

3、朝鮮女性と「皇国臣民教育」

多くの母親への「皇国臣民教育」は、「国体の本義及び時局に対する認識の普遍徹底と皇民的訓練の強化」以前に、「国語を授ける」ことから始めていかなければならなかった。「皇国精神の具現」が「国語常用」と考えられていた当時であつて、朝鮮女性の就学率は低く（1944年

11月の時点においても)、7割近くが未就学であり、ほとんどの母親が、兵士適齢者の半数近くの朝鮮青年と同様に「国民教育不浸透」であり、「国語」を理解していなかったからである⁴²。そのため、「国体の本義及び時局に対する認識の普遍徹底と皇民的訓練の強化」の事実上の対象は、「国民総訓練の基礎組織」⁴³、として位置付けられていた初等教育修了者であった朝鮮女性であったと言える。どのような「皇国臣民教育」がおこなわれていたのかを、女学校および大和家政塾における教育を通してみていきたい。

(1) 女学校と「皇国臣民教育」

学校において、太平洋戦争開戦(1941年12月8日)を機に、従来の教育が「あまりにも生活過程の知識や技能の啓発伝達」に主眼が置かれていたという理由によって、「誰のために何処へ命を投げ出せばよいか」を「青少年学徒」(以下、青少年学徒)に、明確に知らせることが「第一義」の教育方針となった。学校教育において、青少年学徒に常日頃誦じさせている「大君のへにこそ死なめかへりみはせじ」の誓いを「単なる空念仏ではなく腹の底から沁み出る真剣の叫び」に転換させ⁴⁴、天皇のために戦えることを光栄に感じ、日本の国力と戦力に対する自信を持ち、何に対しても臆若しない精神を備えた皇国臣民を養成しようとしていた⁴⁵。そのために、「決戦体制下に於ける学園の態勢」について、「第一に国体の本義に徹し日本精神を昂揚し、皇国臣民たるの信念を益々鞏固ならしめ」ること、「第二に皇国臣民として果敢断行、勇往邁進する実践力を養ふ」こと、「第三に学園は有事即応の態勢を確立」することを指示した⁴⁶。そもそも「皇国臣民教育の徹底」を實踐して来た学校であったにもかかわらず、「動もすれば時に小乗的民族主義に使喚され、反国家的輕挙妄動を策したものもなしとしない」状況にあったために、このような風潮の「絶滅を期し、学徒の生活の規正を期し」、「須らく挙校一致決戦下の学園として名実ともに皇国の学園として国家の期待に添ふもの」にしなければならなかったからである。また、日本軍が向かう所敵なしと言いながらも、「近代戦の性質上敵の我が国土空襲、或は各種の策謀により銃後を攪乱混乱せしめんとする事」がなくはないとの考えから、「国民総力学校連盟の修練組織と相俟ちて学校総力隊の訓練を徹底し、有事即応の態勢を整へ、国家国防計画と一貫して」、いかなる場合にあって、一般民衆に率先し、「秩序整然而も迅速確実に国家の要請に応じ得る如く心構へと訓練とを積み置く必要」があったからである⁴⁷。太平洋戦争開戦によって、このように刷新されようとしていた学校教育は、徴兵制決定、続く小磯国昭新総督就任⁴⁸を受け、「茲に於て朝鮮人に対し国体の本義の透徹といふ仕事は、今日迄の教育の主眼であったが、今日以後更に一層の重要性を持つ事となり」、「学校の凡ゆる営為は、此に出発し是に帰一統合せねばならぬ」になった⁴⁹。

このような教育方針の下に、女学校における教育は、「今迄は唯日本女性として、皇国女性としての鍊成教育であったものが、軍国の妻として、軍国の母としての教育」が目指されるようになった⁵⁰。これから子どもを産むと、男児の場合は軍人に、女兒の場合は軍人の妻になる朝鮮女性が今までに経験したことのない、「大きい転換期」を迎えるにあたり、「尊い新しい歴史」をつくるための、「軍国の妻」、「軍国の母」としての教育を学校教育からはじめようとしていた⁵¹。それには、「体育鍛鍊と生活の科学化、この二つのものが軍国の母としての教育に最も大事」だとされていた。「心身を鍛鍊し、心身ともに強いお母さん」を養成し、ひいては、「強い軍人」

を出そうとするためだった。また、「兵は人間の屑」だというような旧来の考えにとらわれない「軍国の母を新しく作る上で」、「生活の科学化」を教えようとしていた。そのうち、「家事の方面の教育を徹底して生活の合理化を図る」、「内地式礼儀作法を生活化すること」が、「日本的性格を持つ家庭の建設」という点においても重要視し、とりわけ、「内地式礼儀作法を生活化すること」を「絶対」としていた。それには、生徒に「国体を知らしめ、唯心を一つにして一死奉公犠牲心を起こさせる教育から始めていかなければならなかった。ちなみに、総督府は、「この運動は学校の生徒と一緒に、素より朝鮮の一般精神教育」もそうあるべきだと考えていたが、「出来難い」ものであるから、「差当たり学校の生徒だけ」に「一死奉公」の精神を「どうしても」植え付けていこうとしていた。上述したように、ほとんどの朝鮮女性だけでなく、朝鮮人全体をみても、「国語全解運動」開始時（1942年5月）に「国語」を理解していた朝鮮人が全体の2割もいたからである⁵²。

女学校における教育がどのようなものであったかを、京畿公立高等女学校についてみると、「日本的趣味養成といふことに眼目を置き」、「理知的にどうだ、斯うだといふよりも、情緒的に知らず識らずの間に日本的趣味を涵養する」という教育方法が採用されていた⁵³。具体的には、茶道や華道、詩吟、能狂言、割烹、裁縫、和裁、和食や部屋の作り方等を授業に取り入れていた。さらに、実際に日本風の庭を造営する、「池を掘ったり、石や木を置いて見たり」、灯籠を配置したりする授業がおこなわれていた。「短時日の間にはさう出来ないと思ひますが、そのうちにだんだんそれが心の中に浸込んで行つて、それとなしに次第に日本的な情緒が芽生えてくる」ことが期待され、「これを家庭に迄波及させて、親達、而も母親が斯ういふ気持ちになつて欲しい」と考えての授業だった。そのため、「女学校に娘を出す程度の家庭は裕福で女中の一人や二人は置いていた」が⁵⁴、「服装の改良も日本の生活に馴れさせ全部自分達で作」るように指導していた。また、「学芸会などでダンスをなどやる時には成るだけ日本風の娘の姿にして振袖などでやらせ、親もそれを見て、自分の娘がやつてをるのを見て、喜ぶというような方法を探つて」いた。

女学校におけるこのような授業を「日本的な生活を学校教育で取り入れることになれば、自然家庭にそれが反映すると思ひます。今迄の教育はそこ迄日本趣味を取入れた教育が少なかった為に、その子供が家庭に帰ると全く朝鮮従来 of 低い生活程度に墮して了ふ。それでこれからの学校教育がもつと趣味情操の教育を生活に取り入れて体験さして行けば、将来家の廻りに柴垣をつくつたり、庭の植込みや泉石に興味を感じずる人を養成することが出来る」と総督府学務局は絶賛していた⁵⁵。

（2）大和家政塾と「皇国臣民教育」

大和家政塾（以下、家政塾）は、朝鮮における治安維持政策としての保護観察制度のもとで、保護観察所と表裏一体となり、保護観察対象者とその家族を丸ごと監視下におくために生み出された団体、大和塾の経営によるものであった。「思想前歴者」による「国語の普及」を主たる授産事業とし、そのほか割り箸用薄板の製造、「応用美術ポスター」の製作などに取り組んでいた。「国語の普及」は、「国語講習会」を開催する方法でおこなわれており、成人を対象としたもの（期間を半年間とした日常会話習得のための講習）と未就学児を対象としたもの（二年間

で国民学校 4 学年程度の「国語」、つまり朝鮮人兵士に必要とされていた「国語」力の習得のための講習)があった。これらの「国語講習会」は、総督府が学校、愛国班、職場といった組織を通して日本語普及運動を推し進めようとしていた中であって、これらの枠組みでは集約し難い朝鮮人を対象としていたものであった⁵⁶。

家政塾は、「建坪約五十坪、敷地四百坪の純内地式建物を黄原灌河⁵⁷氏から無償で貸与を受け」、新義州大和塾龍岩浦支部の事業として、1941 年 7 月 1 日に開設された⁵⁸。修業年限は 1 年であり、塾生は小学校を卒業した未婚の朝鮮人女性 45 名であった。講師には高等女学校教諭資格がある「良家の内地人のお嬢さん」4 名が専任として雇用され、新義州保護観察所の職員、嘱託保護司も講義の一部を担当していた⁵⁹。家政塾の開設は「半島婦人に日本婦人としての教養を施し、内鮮一体を日常家庭生活に具現せしめ」⁶⁰る、つまり、「純日本人的生活様式を塾生の頭にしみ込ませそれから自然に日本人的な物の考へ方や観方にもって来よう」⁶¹とする目的によるものであった。教科目としての日本婦道、国語、作法、裁縫、割烹、生花、茶道、書道、育児衛生、音楽等を週に 31 時間配当し、なかでも日本婦道 2 時間、作法 4 時間、そのほか、日本人的教養を身につけるための諸科目に高等女学校よりも多くの時間を割り当てていた。とりわけ多くの授業時間が配当されていた作法において、「日本的床しさとか、或は日本の美の感念を植えつけよう」としていた⁶²。例えば、配膳における「御膳の出し方、給仕のし方など、全く日本人の家庭そのまゝ」の教育がおこなわれていた。また、実際体験として「内地人の良家」における約 1 ヶ月の行儀見習いや手伝い実習も組み込まれていた⁶³。というのも、「朝鮮女性が、日本人になり切る前提としては礼儀作法の習得によって日本的美の極致を心奥深く味はなければならない。これを感じ得ることによつてそこにはすでに内鮮人の区別」がなくなるという、家政塾の教育方針があったからである⁶⁴。

このような家政塾での教育は「大和塾としては勿論全鮮的に初めての」⁶⁵試みであり、1944 年 10 月の時点においても学校を除き、国民学校卒業生で上級学校に進学しない朝鮮女性を対象に「皇国臣民教区」をおこなっていたのは、家政塾のみであった⁶⁶。家政塾で学ぶ朝鮮女性を総督府関係者は、「将来我が朝鮮に於て半島女性の皇国臣民化運動に相当な役割を演ずることを信じて疑はない」⁶⁷と考えていた。なお、卒業生のうち、成績が優秀な者はさらに研究科に進むことができた⁶⁸。

おわりに

以上、徴兵制施行後の朝鮮において、志願兵制度導入時より、「皇国臣民」度の低さが問題視されていた朝鮮女性の「皇国臣民」化がどのようにおこなわれようとしていたのかについて考察し、次のようなことがわかってきた。

太平洋戦争開戦によって、「銃後国民の債務」を加重しなければならなくなった総督府は、朝鮮女性の「皇国臣民」化を「重要且つ喫緊なる時務の一つ」とし、「軍隊の真の姿」を「了解」させようとしていた。その矢先、朝鮮に徴兵制が布かれることになり、朝鮮女性に「了解」させることが、これだけでは済まなくなった。「尽忠報国、滅私奉公、自己の責任は死を持って死を守り、死を持って全くする」ことが、夫や息子の身に直接降りかかることが現実となった朝

朝鮮女性に、日本の戦争が大東亜共栄圏の平和を確立する「道義」からのものであり、朝鮮人は日本人であるために、この「道義」を果たす義務があることや、日本国民として、大東亜共栄圏の「道義」確立の為に戦う「兵役の義務」に浴することが「無上の光栄」であるという、朝鮮に徴兵制が布かれた「意義」を理解させなければならなくなった。また、朝鮮人が「道義」を果たすには、「大和心の習得」が不可欠であること、さらに、「銃後」の朝鮮人による「物心両面」の協力なしには、戦争の目的が果たせないという、「時局」を理解させ、その上で、「我が夫、我が子をして克く君国に殉ぜしむると共に、自身亦家や国家に総てを捧」げることが、「女性の天分」であり、「良妻賢母」としての「皇国女性」としての生き方だということを「了解」させなければならなくなった。徴兵制施行後の総督府が「皇国女性」としてつくりあげようとしていたのは、このような朝鮮女性だった。

そこで、どのような女性が「皇国女性」と言えるのかを、朝鮮女性に理解させるために「己が夫を大君の御民としての夫として仕へ、己が子を国家の子、大君の赤子として育」み、親子夫婦の私情を超越し、「夫や子の君国への節義を全うさせる為に」、自らの命さえも絶ったという、古くは南北朝の武将楠正成の妻であり、近くは真珠湾特別攻撃隊加藤少将の母等を持ち出していた。そして、彼女たちの行動が「武士道精神」を習得していたからこそできたからとして、朝鮮女性にも受け入れを強いようとしていた。その際、彼女たちのような「皇国女性」になるには、子ども観も変えることだと言いつつ、「お国の為に役立つ子供を育て上げて、惜しげもなくその子供をお国に捧げて、役立たせる」ことが、時代に応じた「賢母」の姿である、と思ひこませようとしていた。そして、実際の生活にあつては、母親に「国体」と言うものを理屈なしに「おかあさん」に理解してもらい、子どもが「国体」観念を理解できるように、日々の生活において、天皇を敬い、兵隊さんに感謝するという行為を子どもに植え付けていくことや、食糧をはじめとした生活必需品の入手が困難な当時を生き抜くための「忍苦持久の精神」を家庭において、子どもに養うことを望んでいた。

しかしながら、総督府の思惑を実践するには、「家庭の女子の頭」を作り変えていく、つまり、母親に対する皇国臣民教育の必要が生じたのである。母親への皇国臣民教育は、「国語」教育から始めなければならなかった。当時、朝鮮女性の就学率が低く、ほとんどの女性が「国民教育不浸透」状況にあり、「皇国精神の具現」が「国語常用」にあると言われる「国語」を理解していなかったからである。したがって、「国体の本義及び時局に対する認識の普遍徹底と皇民的訓練の強化」の事実上の対象が「国民総訓練の基礎組織」として位置付けられていた初等教育修了者である朝鮮女性であったと言える。そこで、女学校および大和家政塾の教育をみることによって、「国体の本義及び時局に対する認識の普遍徹底と皇民的訓練の強化」の内容がどのようなことであったかを明らかにした。

女学校においては、心身を「鍛錬」し、「生活の科学化」、なかでも「内地式儀礼作法を生活化する」ことが「絶対」とされていた。「道義」の為に戦争において、朝鮮女性が何をすべきかを理解させる、それには、「国体の本義」を習得させ、「大和心」を習得させることが、「尊い新しい歴史」をつくることになるという「軍国の母」、「軍国の妻」の教育に結びついていたからである。そういったことから茶道、華道をはじめとした日本的な科目を学校教育に取り入れ、

日本庭園を作る実習をするなど、実践において日本的な生活を体験させ、「情緒的に知らず識らずの間に日本的趣味を涵養」していくという教育方法が採られていた。大和塾でも、女学校に準じた教育がおこなわれていたが、日本人的教養を体得させるための教科に、女学校より多くの時間が割り当てられていた。そして、日本式生活を徹底的に体得させるために、「内地人」の家庭に一ヶ月間の行儀見習いをさせるという教育方法も採られていた。

このようにみえてくると、朝鮮女性に関して言えば、総督府が「日本人的」だと思い込んでいた行為を体験させる、いわば、異文化体験を連続的にさせることが「皇国臣民教育」であったのであり、日本人的性格を備えた「皇国女性」を作り上げられると思っていたことがわかる。そうすることで、朝鮮女性が「御国」のために「おしげもなく」、夫や子どもを手放す、言い換えると、取り上げることができると総督府が踏んでいたと言うことができる。

-
- 1 倉島至（総督府情報課長）「半島は跳躍す」『文教の朝鮮』1942年6月号、7頁。
 - 2 八木信雄（総督府警務課長）「徴兵制度施行の意義」『朝鮮』1942年7月号、40頁。
 - 3 同上、45頁。
 - 4 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年、103-118頁。
 - 5 鄭在貞「日帝下朝鮮における国家総力戦体制と朝鮮人の生活 - 「皇国臣民の錬成」を中心に - 」『第1期日韓歴史共同研究委員報告書』第7章、2006年6月。
 - 6 宮田節子前掲書、『朝鮮民衆と「皇民化」政策』。鄭在貞前掲「日帝下朝鮮における国家総力戦体制と朝鮮人の生活 - 「皇国臣民の錬成」を中心に - 」。
 - 7 宮田節子同上 71頁。
 - 8 宮田節子同上、73-74頁。
 - 9 宮田節子同上、76頁。
 - 10 真崎長年（総督府学務局長）「太平洋戦争下における学園の態勢」『文教の朝鮮』1942年1月号、6頁。
 - 11 永田種秀（総督府総務局事務官）「婦人啓発運動の精神について」『文教の朝鮮』1942年12月号、30頁。
 - 12 磯矢伍郎（朝鮮軍参謀）「建軍の本義と徴兵制実施」『朝鮮』1942年7月号、34-35頁。
 - 13 波田重一（朝鮮連盟事務局長陸軍中將）「徴兵制度実施に当り教育者に与ふ」『文教の朝鮮』1942年7月号、4-5頁。
 - 14 徴兵制度の実施」『文教の朝鮮』1942年6月号、1頁、巻頭言。
 - 15 磯矢伍郎前掲「建軍の本義と徴兵制実施」、33頁。
 - 16 尾高朝雄（京城帝国大学教授法学博士）「道義朝鮮と徴兵制度」『朝鮮』1942年7月号、25-26頁。
 - 17 松本一郎（京城海軍武官府海軍大佐）「大東亜戦争一周年に当り教育者に望む」『文教の朝鮮』1942年12月号、2頁。
 - 18 松本一郎同上、4頁。
 - 19 八木信雄（総督府警務課長）「徴兵制度施行の意義」『朝鮮』1942年7月号、46頁。
 - 20 武田誓蔵（京城第二公立高等女学校長）「武士道精神と皇国女性」『文教の朝鮮』1942年12月号、24頁。
 - 21 武田誓蔵同上。
 - 22 武田誓蔵同上、26-29頁。乃木稀典夫人静子及び加藤少将の母については、前掲永田種秀「婦人啓発運動の精神に就いて」31-32頁。
 - 23 武田誓蔵前掲「武士道精神と皇国女性」、26頁。
 - 24 島田牛稚（総督府編修課長）「母性愛の本質」『文教の朝鮮』1942年11月号、7-8頁。
 - 25 同上。

- 26 吉田正男（総督府編修官）「家庭教育の精神の確立」『文教の朝鮮』1942年10月号、15-16頁。
- 27 吉田正男同上、17頁。
- 28 吉田正男同上、17-18頁。
- 29 「戦時下の家庭教育を語る」『文教の朝鮮』1942年11月号、22頁。誌上座談会出席者京城帝国大学教授天野利武の発言。座談会は、戦時下における朝鮮の家庭教育において母の役割がどうであるべきかというテーマで開催された。出席者は、「京城帝国大学教授天野利武、京畿公立高等女学校長琴川寛、朝鮮総督府編輯課長島田牛稚、朝鮮総督府教学官延禧専門学校長高橋濱吉、緑旗連盟津田節子、京城帝国大学教授夫人花村芳子、朝鮮郵船専務夫人広瀬咲、徳成女子実業学校長福沢玲子」であった。
- 30 同上、誌上座談会出席者津田節子の発言。
- 31 同上、島田牛稚の発言。
- 32 同上、花村芳子の発言。
- 33 同上。
- 34 同上、高橋濱吉の発言。
- 35 『京城日報』京城版、1942年12月1日付。
- 36 前掲「戦時下の家庭教育を語る」、京城帝国大学教授夫人花村芳子の発言、24頁。
- 37 同上、徳成女子実業学校長福沢玲子の発言、27頁。
- 38 同上、島田牛稚の発言、22頁。
- 39 宮田節子前掲書、76頁。
- 40 武田誓蔵前掲「武士道精神と皇国女性」、29頁。
- 41 前掲「徴兵制度を控えて」、高橋教学官の発言、25頁。
- 42 「高良女史一行を囲む座談会」『文教の朝鮮』1944年10月号、52頁、高橋京城師範学校長の発言。なお、座談会の出席者は、「内地」からの「婦人国民運動家として、高良富、黒田米子、木内キヤウ、持地ゑい子、坂本太代子、竹味ニキノ、朝鮮教育会から近藤教学官、稲荷主事、高橋京城師範学校長、安岡京城女子師範学校長、土生寿松国民学校長、福沢徳成女学校長、宮本誠信女学校長、そして、国民総力朝鮮連盟の林」であった。
- 43 「国民学校制度実施第二年を迎へて」『文教の朝鮮』1942年4月号、巻頭言。
- 44 「時局教育の目標」『文教の朝鮮』1942年1月号、1頁、巻頭言。
- 45 真崎長年（総督府学務局長）「大東亜戦争下に於ける学園の態勢」『文教の朝鮮』1942年1月号、7頁。
- 46 同上、7-8頁。
- 47 同上。
- 48 小磯国昭（朝鮮総督）「諭告」『文教の朝鮮』1942年7月号、2-3頁。小磯は、着任時の諭告（1942年6月16日）の中で、朝鮮において「国体の本義透徹」が必須であることについて、「半島の興隆と聖戦目的完遂の為必須不可欠の要件たる国体の本義の透徹に至りては朝野尚未だ十分ならざる憾あり、就中半島衆庶の現状に於て其の然たるを認む、庶幾くは、聖勅に□由して更に一段国体の本義に徹し、皇国臣民たるの自覚を徹底向上し、内鮮一体の帰趨をして決して徒なる形式的同調に墮せしむるの悔なきを期し、以唯一誠、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの実を示さざるべからず」と述べている。
- 49 「徴兵制度の実施」『文教の朝鮮』1942年6月号、1頁、巻頭言。
- 50 「徴兵制度実施を控えて」『文教の朝鮮』1942年7月号、16頁。誌上座談会における宮村誠信家政女学校長の発言。座談会は、1944年からの徴兵制実施を控えて、それまでに教育上、どのような準備を要するかというテーマで開催された。出席者は、「八木警務課長、本多学務課長、岩村京畿中学校長、増田法学専門学校長、宮村誠信家政女学校長、高橋教学官、市村視学官、海田志願兵訓練所長、島田編輯課長」であった。
- 51 同上。
- 52 「朝鮮における国語問題を語る」『朝鮮』1942年8月号、20頁。誌上座談会における八幡

第二放送部長の発言。座談会は、朝鮮における「国語」問題がどこにあるかというテーマで開催された。出席者は「島田編輯課長、近藤京城帝大予科教授、高橋教学官、岡本法学専門学校教授、時枝京城帝大教授、斉藤京城帝大教授、森田編修官、富山編修官、八幡第二放送部長、広瀬編修官、長谷山舞鶴高等女学校長、市村視学官、石本調査官」であった。

53 前掲「戦時下の家庭教育を語る」京畿公立高等女学校長琴川寛の発言、27-28 頁。

54 前掲「戦時下の家庭教育を語る」、福沢玲子の発言。

55 同上、島田牛稚の発言、28 頁。

56 有松しづよ「植民地朝鮮の大和塾と日本語教育」『国際教育文化研究』9 号、2009 年、83-93 頁。

57 沖中守夫（総督府文書課）「新義州大和塾訪問記」『朝鮮』1942 年 6 月号、64 頁。黄原灌河氏は平安北道会議員であり、嘱託保護司でもあった。

58 高原克巳（総督府保護課属）「大和塾の設立とその活動」『朝鮮』1941 年 10 月号、35 頁。

59 沖中守夫前掲「新義州大和塾訪問記」、65 頁。

60 高原克巳前掲「大和塾の設立とその活動」、35 頁。

61 沖中守夫前掲「新義州大和塾訪問記」、65 頁。

62 同上、66 頁

63 同上。

64 同上。

65 高原克巳前掲「大和塾の設立とその活動」、35 頁。

66 前掲「高良女史一行を囲む座談会」62 頁、近藤教学官の発言。

67 高原克巳前掲「大和塾の設立とその活動」、35 頁。

68 沖中守夫前掲「新義州大和塾訪問記」、65 頁。

“Koukokushinminka” of Korean Women under the End of Japanese Rule

ARIMATSU shizuyo

The purpose of this study is clear one of the means of *“Koukokushinmin”* education for Korean Women was enforced in Colonial Korea.

First I examine the transfiguration of means of *“Koukokushinmin”* for women imposed by The Government-General. It was to understand meaning of conscription. Moreover to understand sacrifice their husband and sons.

Next view the image of Japanese women ideal for *“Koukokuzoyosei”* showed by The Government-General. They are women understand “Bshido” and sacrifice their husband and sons to *“Tnenō”*. Korean Women was forced to imitate them by The Government-General. And they was forced to their children *Kokutai no honi*” by The Government-General.

Lastly view practical means of *“Koukokushinmin”* education in high school etc. The master of a mind of Japanese woman , *“Gunkoku no haha”* and *“Gunkoku no tuma”*. The method of its was the experience Japanese traditional events like *“Sado”*, *“Kado”*.

In a ward, *“koukokushinmin”* education of Korean women was to force Korean women to imitate Japanese traditional art or skill as a matter form. Because “General-Government” fondly imaged that it was best way for *“Koukokushinminka”* of Korean women.